

第5節 雨水排水整備に関する計画

1) 雨水排水整備計画

第3章第4節に述べた雨水排水の現況を踏まえ、雨水排水整備について計画する。各計画の実施にあたっては、雨水の表層水や浸透の動向をあらかじめ十分に調査検証するものとする。

①地被類および自然色舗装による表面雨水の軽減計画

原城跡の雨水排水計画において、豪雨災害等に対応するため、雨水の自然浸透を抑制し、地表面の雨水に対する耐性を高める必要がある。その手段として、地被類の植栽や自然色舗装を有効活用するよう計画する。植栽計画の詳細は、本章第9節「修景及び植栽に関する計画」において記載している。

②本丸の雨水排水計画

本丸の雨水排水は、基本的に海側への表面排水を行わないこととし、造成による自然排水ならびに既設の排水構造物を利用した排水とする(図5-12)。自然排水が困難な箇所は、集水枿や排水溝等の排水構造物を新設するような排水を検討する。特に「保存整備を実施していない石垣で、全体にズレが見られる石垣」に分類している石垣5や石垣7(101P 図5-4 参照)などは、雨水の石垣面への流入が石垣のき損の原因となることが懸念される。そのため、表面排水だけではなく石垣の背面に集水枿や排水溝等の排水構造物を新設して石垣への負担を軽減させる。またその他の石垣でき損が懸念される箇所についても同様の対処を検討する。排水構造物を新設する場合には、石垣の天端などの整備において土のう積や盛土が行われている箇所等の遺構に影響を与えない適切な位置を選定する。盛土等が行われている箇所に適切な位置がない場合には、現況面に盛土等を行った上で排水構造物を新設する。ただし、盛土等を行う場合には、遺構の表現への影響を最小限に留めるように検討する。整備を行う位置や排水工法等の選定にあたっては、実施設計を行い、委員会等に指導助言を受けて検討していくこととする。

本丸の雨水の流末については、市道沿いに排水溝を新設して、それを二ノ丸方面や天草丸方面の既存の排水溝に接続することを検討する。排水溝に接続が困難な場合は、排水管を利用した排水とし、遺構に影響を与えない適切な位置を選定するほか、盛土等を行い新設する。

③本丸以外における雨水排水整備方針

本丸以外の雨水排水については、雨水により法面に負担をかけないように、法面上部の平坦面の内側で集水して側溝等で下流側へ排水することとし、雨水が法面を流下しないようにする。既存の排水設備が存在する場合には、それを利用した雨水排水とするが、排水設備がない場合には新設を検討する。排水設備を新設する場合には、調査等が完了し遺構に影響がないことが確認された位置を選定するか、盛土を行う等の遺構に影響を与えない工法を検討する。

表 5-9 雨水排水整備年次

地区	事業内容	短期				中期				
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
本丸	雨水排水整備	設計	整備	整備	整備					
崖面・法面(史跡全体)	雨水排水整備				検討	設計	整備	整備	整備	整備

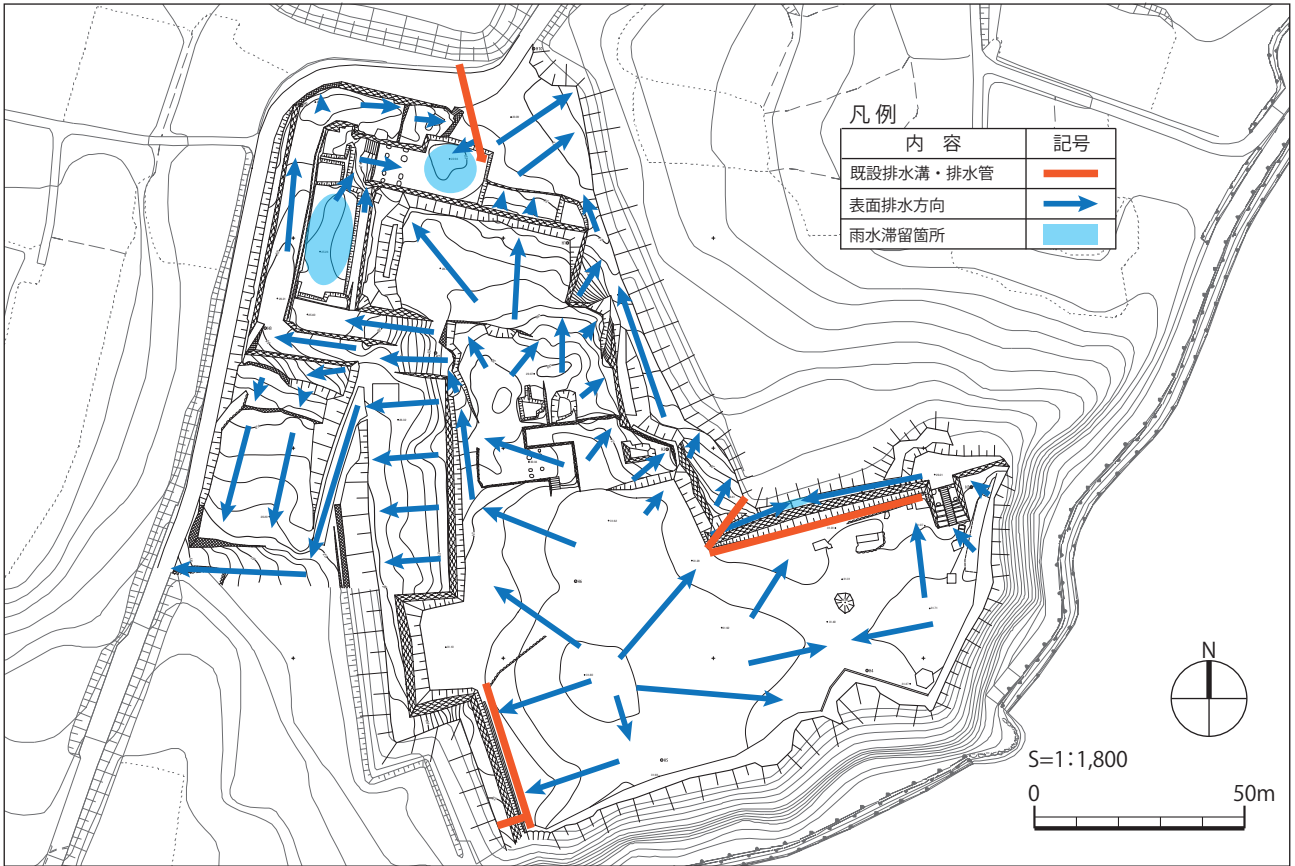


図 5-11 本丸における雨水排水現況図

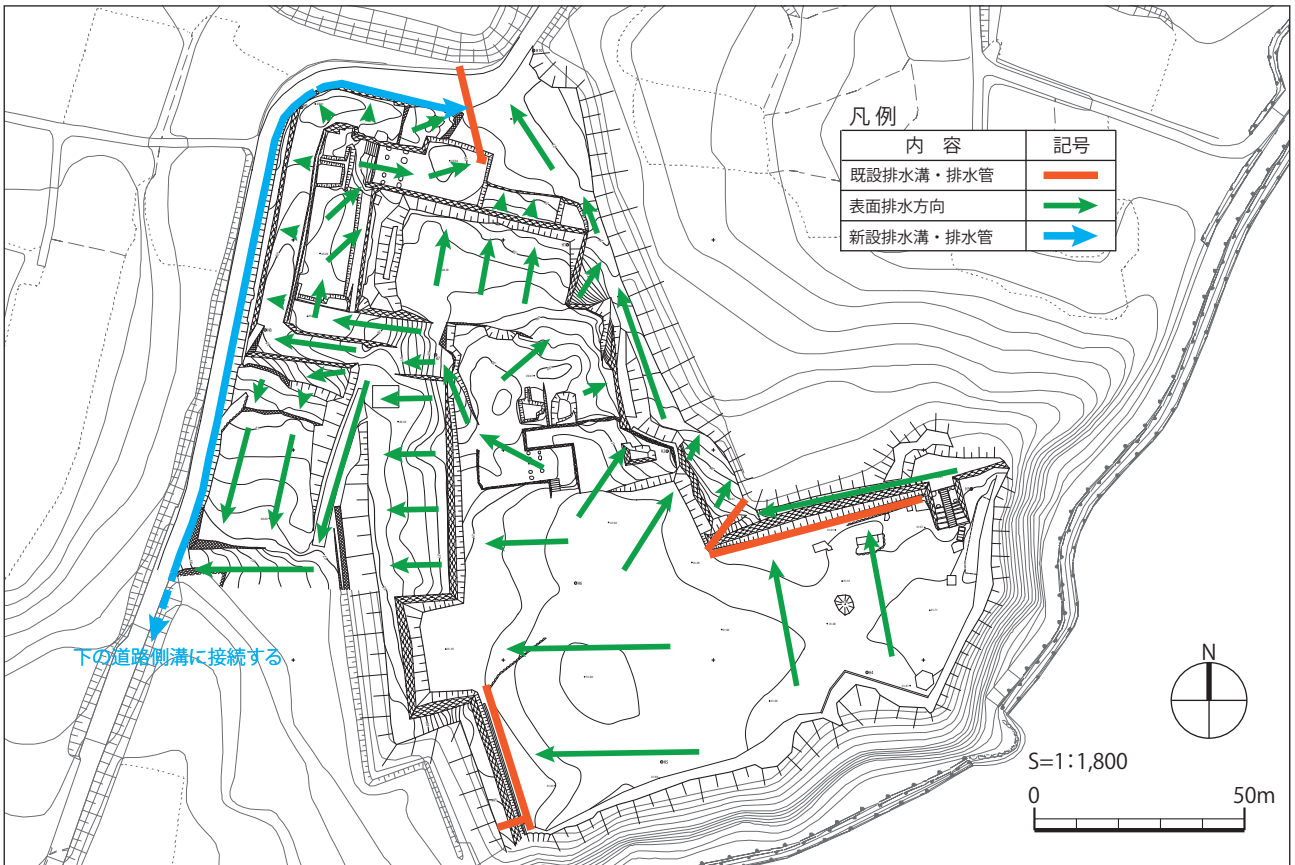


図 5-12 本丸における雨水排水計画図

第6節 周辺地域の環境保全に関する計画

1) 景観法に基づく周辺地域の環境保全計画

史跡原城跡周辺には、島原・天草一揆の際の幕府軍陣跡など史跡の本質的価値に関りの深い要素が広がっている。また、原城跡は、世界文化遺産の構成資産となっているため緩衝地帯を設定しており、「原城跡の北に位置し、原城跡とも歴史的な関係が深い日野江城跡との相互の視覚的つながりを重視し、双方からの視認範囲を基準」（世界遺産推薦書）として、陣跡や日野江城跡を含む1,181.60haが緩衝地帯範囲となっている（22P、図2-21）。

緩衝地帯は、景観法に基づく景観条例の重点地区として、構成資産と周辺環境の調和を図るために行為の制限を行っており、一定規模を超える開発行為等については届け出対象とし、行為の種類に応じて、規模や高さ、意匠や色彩等について景観形成基準を設けており、周辺地域の環境を適切に保全することとしている（表5-10、表5-11）。

表5-10 届出対象行為

行 為	規 模	行為の種類
建築物	高さが10mを超えるもの、または3階以上のもの、または、延床面積が500㎡を超えるもの	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕等（修繕、若しくは模様替または色彩の変更をいう。以下同じ。）でその修繕等に係る部分の面積が、通常望見できる外観の2分の1を超えるもの
工作物	高さが10mを超えるもの	新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等でその修繕等に係る部分の面積が、通常望見できる外観の2分の1を超えるもの
開発行為	開発区域の面積が3,000㎡以上のもの	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
土地の形質の変更	行為に係る部分の面積が3,000㎡以上のもの	土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘 その他土地の形質の変更
木竹の植栽又は伐採	行為に係る部分の面積が3,000㎡以上のもの	木竹の植栽又は伐採
屋外における物件の堆積	その期間が90日を超え、かつ行為地の面積が500㎡を超えるものまたは高さが5mを超えるもの	屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積
水面の埋立て又は干拓	行為に係る部分の面積が3,000㎡以上のもの	水面の埋立て又は干拓

※「景観法第16条第7項に掲げる行為」、「農地内に設けるビニールハウスその他これに類する工作物の建設等（不特定多数の人が利用するものは除く）」は適用除外

表 5-11 届出行為にかかる景観形成基準等（主なもの）

項目	内容
景観形成基準等	<p>●「第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」の「3. 原城跡・日野江城跡周辺重点地区の景観形成方針」に沿ったものとするよう努めること。</p> <p>【原城跡の景観形成方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法等と連携し、史跡としてのゾーンの特性に応じた景観の保全を図る。 ・ゾーン内から周辺の畑地、雲仙岳や有明海への眺望景観の保全を図る。 ・ゾーン内における建築物等の建設等現状変更に当たっては、遺構の保護を前提に、周辺景観との調和を図る。 <p>●原城跡および日野江城跡からの眺望景観の保全に努めるとともに、周辺地区における景観の特徴との調和に配慮し、当該行為が良好な景観の形成に寄与するよう努める。</p>
主な基準	<p>●建築物、工作物について、高さは、原則として15m以下とする。やむを得ずそれを超える場合は、原城本丸跡および日野江城本丸跡相互の眺望を著しく阻害することのない高さとし、周辺景観との調和を図る。</p> <p>●建築物、工作物について、基調となる色彩は、マンセル値により次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○R、YR、Yの色相：彩度4以下 ○その他の色相：彩度2以下 <p>※ただし、次に該当するものについては、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①石材、煉瓦等の素地の色 ②アクセント色として着色される部分（外壁の各方面の見附面積の10%以下とする）の色彩

2) 世界文化遺産に関わる周辺地域の環境保全計画

世界文化遺産の構成資産原城跡周辺地域では、基本的に景観法に則って適切に周辺地域の環境保全を行うこととなるが、世界文化遺産の真正性を確保するという観点から、世界遺産としての顕著な普遍的価値（OUV：Outstanding Universal Value）に影響を与えないよう十分に配慮しながら地域内の開発行為などの動向を把握し必要に応じて調整を図っていく必要がある。

周辺地域で計画される開発行為等については大部分を公共工事が占めている状況であるが、民間の開発行為が計画されることもある。

南島原市では、庁内に世界遺産の保全や活用に関する情報を共有するために世界遺産推進本部会議を設置しており、その中で、把握した開発行為などについては官民に関わらず事前に情報提供を受けることとしている。

世界遺産の担当部署である世界遺産推進室では、提供された情報をもとに構成資産内外に設定した視点場（表 5-13、図 5-13）からの視認性等を調査し、当該開発行為等が視認される場合

には、原城跡の価値（OUV）や重要な要素等（表 5-12）に影響を与えることがないか、調査を進めることとしている。ここで行った調査結果については、長崎県や文化庁などと情報を共有したうえで、原城跡の価値に重大な影響を与えかねないと判断されるものについては、外部の専門家などにより構成される「南島原市世界遺産影響評価委員会」で視覚的影響に対する軽減策の検討も含めて詳細な調査を行うこととしている。

南島原市では、これら一連の調査等を、「世界遺産条約履行のための作業指針」に基づく遺産影響評価（HIA：Heritage Impact Assessment）として実施している。

表 5-12 原城跡の OUV に関わる要素整理表

登録基準	(iii) 17 世紀から 19 世紀にかけて 2 世紀以上にわたる日本の禁教期に信仰を継承した潜伏キリシタンの独特の宗教的伝統を物語る物証	
時期区分	I キリスト教の禁教期	
アトリビュート	2 世紀以上にわたる信仰継承の証拠	
	伝統形成の契機の証拠	
	[一揆勢が立て籠もったかつてのキリシタン大名の城跡] [幕府軍による攻撃の最前線]	
001 原城跡	資産内	[一揆勢が立て籠もったかつてのキリシタン大名の城跡] ①本丸 ②二ノ丸 ③二ノ丸出丸 ④三ノ丸 ⑤鳩山出丸 ⑥天草丸 [幕府軍による攻撃の最前線] ⑦仕寄場
	資産外	[景観的影響の観察ポイント] ⑧日野江城跡から原城跡を望む眺望点（日野江城跡本丸） ⑨湯島を望むビューポイント（アコウ街道） ⑩本丸を望むビューポイント（南有馬公園）

表 5-13 視覚的影響を調査する視点場表

要素等		視点場	視認方向
A	緩衝地帯の景観を保全するうえで重要な視軸	③二ノ丸出丸（重複）	日野江城跡方面
		⑧日野江城跡本丸	原城跡方面
B	各要素に対する景観面での影響を防ぐための眺望点	①本丸	360度
		②二ノ丸	360度
		③二ノ丸出丸（重複）	360度
		④三ノ丸	360度
		⑤鳩山出丸	360度
		⑥天草丸	360度
		⑦仕寄場	360度
C	景観的影響の観察ポイント	⑨アコウ街道	湯島方面
		⑩南有馬公園	本丸方面



写真 5-8 ニノ丸出丸より日野江城跡方面



写真 5-9 日野江城跡本丸より原城跡方面

3) その他の周辺地域の環境保全計画

島原・天草一揆の際の幕府軍陣跡などの本質的価値にかかわりの深い要素が広がる原城跡の西側の地域について、原城跡からの景観の保全や、島原・天草一揆時の遺構保護等のために環境保全を行う必要がある。この地域については、景観法における景観計画地区域に含まれており、開発等の行為の制限を行っている。また世界文化遺産の構成要素の緩衝地帯として、構成資産と周辺環境の調和を図るために行為の制限を行っている。そのうえで、環境保全を継続し、本質的価値にかかわりの深い要素の保護を行う必要がある。そのためには中・長期的に陣跡などの遺構の特定などを含めた調査を行い、土地所有者の協力を得たうえで遺跡としての周知化を行い、そのうちの重要な箇所については史跡指定を目指すことなどを検討する。

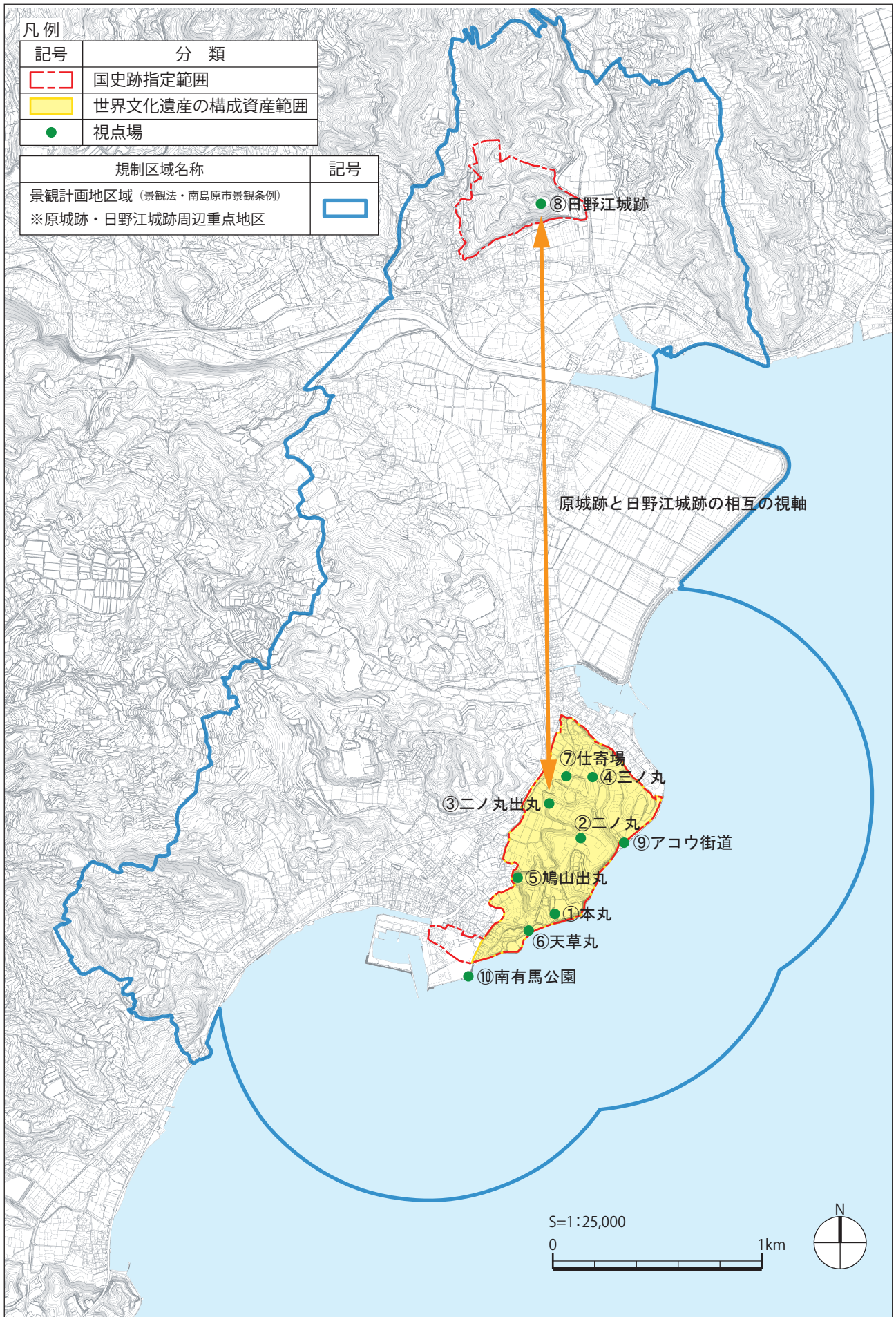


図 5-13 世界文化遺産に関わる視点場位置図